

職員の懲戒処分について

軽井沢町は、地方公務員法の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者と処分内容

- ① 当時の町県民税担当者 男性（20代） 減給 10分の1 6月
- ② 当時の税務課長 男性（60代） 訓告
- ③ 税務課長 男性（50代） 訓告

2 処分事案の概要

- ① 紙媒体で給与支払報告書に係るデータの一部について、町民税課税システムへの取込み作業が適切に行われず、データの取込み漏れが生じたことから、特別徴収義務者への通知に遅延が発生したものです。（事故発生日：令和7年5月28日）
- ② 令和6年所得に係る確定申告データのうち、税務署及び軽井沢町において紙媒体で確定申告を行った方のデータについて、システム設定の誤りにより、町民税課税システムへのデータ取込みが行われないまま、令和7年度町民税の当初課税処理を実施しました。この結果、本来反映されるべき控除等が反映されない状態で、納税通知書を発送したものです。（事故発生日：令和7年6月6日）

3 処分日

令和8年1月14日

4 処分理由

いずれも、税務事務という正確性と慎重な確認が強く求められる業務において、職員として当然尽くすべき注意を怠ったことに起因するものであり、これにより事務の適正な執行を損ない、町民及び関係者の行政に対する信頼を低下させました。これらの行為については、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、懲戒処分を課すこととしたしました。

現在、税務課では再発防止に向け、マニュアル参照の徹底、複数人によるチェックの実施と記録など確認作業を複合的に行ってています。

引き続き、職員の意識改革及び信頼される行政運営に努めてまいります。

【地方公務員法第33条】

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【地方公務員法第29条第1項】

（懲戒）

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

本件に関する問い合わせ先

- 処分内容について：軽井沢町総務課人材育成係 電話：0267-45-8802
メールアドレス：jinzai@town.karuizawa.nagano.jp
- 事案内容について：軽井沢町税務課町民税係 電話：0267-45-8514
メールアドレス：chominzei@town.karuizawa.nagano.jp